

水質基準逐次改正検討会を開催

厚生労働省では 2014 年 7 月 24 日に水質基準逐次改正検討会(第 1 回)を開催しました。今回の検討会では、水質基準に関する省令等の改正についての検討等に対して、話し合いが行われました。

まず、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の水質基準に関しては、2014 年 7 月中に厚生労働省より食品安全委員会に食品健康影響評価について意見を求め、その後、意見募集や省令等の改正を行い、2015 年 4 月 1 日から水質基準の強化を適用することです。この改正により、水道により供給される水の基準について、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準が「0.03mg/L 以下であること。」と変更されます。(現行、ジクロロ酢酸 0.04mg/L 以下、トリクロロ酢酸 0.2mg/L 以下)

また、2012 年 5 月に発生した利根川におけるホルムアルデヒドの水質事故を受け、その原因物質であるヘキサメチレンテトラミン(HMT)等の物質に対し、水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しない新たなカテゴリーとして「水道水源事故要注意物質(案)」が出されました。

当社では今回の検討会も含め、常に最新情報入手すべく傍聴会への参加も継続的かつ積極的に行っております。最新情報のお問い合わせと共にお気軽にご相談ください。

資料 2014 年 7 月 24 日付 厚生労働省 水質基準逐次改正検討会(第 1 回)配布資料
測定技術箇所 杉田高則

～ . ～ . ～ . ～ . ～ . ～ . ～ . ～ . ～ . ～

臨時休業について(お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記の通り社内行事の為休業させていただきます。何かとご迷惑をお掛けするとは存知ますが、悪しからずご了承いただきたくお願い申し上げます。

臨時休業 9 月 4 日(木)

ジクロロメタンや DDVP など 特定化学物質として規制へ

厚生労働省では、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と関係省令案要綱の諮問と答申が行われました。この答申を踏まえて政省令の改正作業が進められます(平成 26 年 8 月公布、同年 11 月 1 日施行予定)。

＜政省令案のポイント＞

1. ジクロロメタンをはじめとする有機溶剤 10 物質※を特定化学物質に移行

特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に移行することにより、現行の有機溶剤中毒予防規則の措置に加え、健康診断や作業環境測定の結果、作業の記録などを 30 年保存することが義務付けられます。

2. ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)を特定化学物質に追加

DDVP を含む製剤の成形、加工又は包装業務を行う場合には、新たに、化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任などが義務付けられ、健康診断や作業環境測定の結果、作業の記録などを 30 年保存することが必要となります。

※ジクロロメタンをはじめとする有機溶剤 10 物質

クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

当社は、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2014 年 7 月 25 日付 厚生労働省報道発表資料
測定技術箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 廃棄物処分場からの排水等の基準見直しについて](#)



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

